

# 開発業務委託契約書

（以下「甲」という）と、株式会社パンハウス（以下「乙」という）は、甲の乙に対するシステム開発業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

## 第1条（目的）

甲は乙に対し、別紙仕様書に定めるシステム開発業務（以下「本件業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

## 第2条（契約形態）

本契約は【□請負契約 / □準委任契約】とする。

## 第3条（委託料及び支払方法）

- 甲は乙に対し、本件業務の対価として、金\_\_\_\_\_円（税別）を支払う。
- 支払条件は以下のとおりとする。
  - 着手金：契約締結後14日以内に50%
  - 残金：検収完了後14日以内に50%
- 甲が支払期日までに支払いを行わない場合、乙は甲に対し、支払期日の翌日から完済日まで年14.6%の遅延損害金を請求できる。

## 第4条（納期・検収）

- 乙は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までに成果物を甲に納品する。
- 甲は、納品後10営業日以内に検収を行い、合否の結果及び不合格の場合はその理由を書面にて乙に通知する。
- 甲が上記期間内に検収結果を通知しない場合、検収に合格したものとみなす。
- 甲の都合により納期が遅延した場合、乙は納期を合理的な範囲で延長できる。

## 第5条（仕様変更）

- 甲が本件業務の仕様変更を希望する場合、乙に書面にて変更内容を通知する。
- 乙は、変更内容を検討し、追加費用及び納期への影響を甲に提示する。
- 仕様変更は、甲乙双方の書面による合意をもって成立する。
- 仕様変更に伴う追加費用は、変更合意後14日以内に甲が乙に支払う。

## 第6条（知的財産権）

- 成果物の著作権：**本件業務により作成された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、委託料の完済をもって甲に帰属する。
- 既存著作物：**乙が本件業務の遂行のために使用した乙の既存の著作物（ライブラリ、フレームワーク、ツール等）の著作権は乙に留保され、甲は本成果物の利用に必要な範囲で非独占的に使用できる。
- 第三者ソフトウェア：**成果物に含まれる第三者のソフトウェア（オープンソース・ソフトウェア等）については、当該ソフトウェアのライセンス条件に従う。
- ノウハウの帰属：**本件業務を通じて乙が取得した汎用的なノウハウ・技術知見は乙に帰属し、乙は他の顧客への業務に利用できる。

## 第7条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上又は営業上の秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。
2. 前項の義務は、本契約終了後も3年間継続する。

## 第8条（契約不適合責任）

本契約が請負契約の場合、以下の条項を適用する。

1. 甲は、成果物が契約内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という）を発見した場合、検収完了後6ヶ月以内に乙に書面にて通知することにより、乙に対し修補を請求することができる。
2. 乙の契約不適合責任は、別紙仕様書に明記された機能に限定される。甲の指示・要望に起因する不具合、及び甲が提供した情報・データの誤りに起因する不具合は、契約不適合に該当しない。
3. 乙が相当の期間内に修補を行わない場合、甲は代金の減額を請求できる。

## 第9条（損害賠償）

1. 甲又は乙は、本契約に違反し相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する。
2. **賠償上限:** 乙の損害賠償責任は、本契約に基づき甲から乙に支払われた委託料の総額を上限とする。ただし、故意又は重過失による場合はこの限りでない。
3. **免責事項:** 乙は、以下の損害については賠償責任を負わない。
  - 逸失利益、間接損害、特別損害、結果損害
  - 甲のシステム環境、データ、第三者サービスに起因する損害
  - 甲の指示に従ったことにより生じた損害

## 第10条（再委託）

1. 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託できる。ただし、乙は再委託先の行為について甲に対し責任を負う。
2. 甲の求めがあった場合、乙は再委託先の概要を甲に通知する。

## 第11条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、催告なく本契約を解除できる。
  - (1) 本契約に違反し、14日間の催告期間を経ても是正されない場合
  - (2) 支払停止、破産・民事再生・会社更生手続開始の申立てがあった場合
  - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、租税滞納処分を受けた場合
2. 甲の都合により本契約を中途解除する場合、甲は乙に対し、解除時点までに乙が遂行した業務に相当する対価及び解除に伴い乙が被る損害を支払う。

## 第12条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己又はその役員等が反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。甲又は乙は、相手方が本条に違反した場合、催告なく本契約を解除できる。

## 第13条（不可抗力）

天災地変、戦争、テロ、感染症の蔓延その他当事者の責に帰すことができない事由により、本契約の履行が困難となった場合、いずれの当事者も相手方に対し損害賠償責任を負わない。

## 第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決する。

## 第15条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲（発注者） 住所: \_\_\_\_\_ 商号: \_\_\_\_\_ 代表者: \_\_\_\_\_

乙（受注者） 住所: 東京都文京区本郷6-25-14 宗文館ビル3F 商号: 株式会社パンハウス 代表者: 代表取締役 岡本 弘野

## 別紙：仕様書

### 1. プロジェクト名

\_\_\_\_\_

### 2. 業務内容

\_\_\_\_\_

### 3. 成果物

- ソースコード一式
- 設計書（基本設計/詳細設計）
- テスト仕様書・結果報告書
- 操作マニュアル
- 第三者ソフトウェアライセンス一覧
- その他: \_\_\_\_\_

### 4. 開発環境・技術スタック

\_\_\_\_\_

### 5. スケジュール

- 要件定義: \_\_\_\_月\_\_\_\_日～\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 設計: \_\_\_\_月\_\_\_\_日～\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 開発: \_\_\_\_月\_\_\_\_日～\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- テスト: \_\_\_\_月\_\_\_\_日～\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 納品: \_\_\_\_月\_\_\_\_日